

## 公立大学法人秋田公立美術大学定款（概要）（案）

### 1 目的

この公立大学法人は、豊かな創造性とグローバルな視野を持った人材を育成するとともに、芸術文化の発展と地域社会に貢献するため、大学を設置し、および管理することを目的とする。

### 2 名称 公立大学法人秋田公立美術大学

### 3 役員 理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 3 人以内および監事 2 人

- |             |   |    |
|-------------|---|----|
| (1) 理事長（学長） | 理事長選考会議の申出に基づき市長が任命<br>（任期：2年以上6年以内で規程により定める） |    |
| 副理事長および理事   | 理事長が任命（任期 6年以内で理事長が定める）                       |    |
| 監事          | 市長が任命（任期、2年）                                  |    |
| *理事長選考会議    | 経営審議会を構成する副理事長又は理事から                          | 2人 |
|             | 経営審議会を構成する学外者から理事長が指名                         | 1人 |
|             | 教育研究評議会を構成する者から選出                             | 3人 |

### 4 理事会（法人の重要事項を審議）

- (1) 構成 理事長、副理事長および理事  
（監事は、理事会において意見を述べることができる）
- (2) 審議事項
- ① 中期目標への意見ならびに中期計画および年度計画に関する事項
  - ② 地方独立行政法人法により市長の認可又は承認を受けなければならない事項
  - ③ 予算の作成および執行ならびに決算に関する事項
  - ④ 大学、学部、学科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
  - ⑤ 職員の人事および評価に関する事項
  - ⑥ 重要な規程の制定および改廃に関する事項
  - ⑦ 教育研究に係る基本的な方針に関する事項
  - ⑧ 大学に関する自己点検評価および外部評価に関する事項
  - ⑨ その他理事会が定める重要事項

### 5 経営審議会（経営に関する重要事項を審議）

- (1) 構成 理事長、副理事長、理事および学外者 3 人以内
- (2) 審議事項 法人の経営に関する重要事項
- ① 中期目標への意見、中期計画および年度計画のうち経営に係るもの
  - ② 地独法による市長の認可又は承認事項のうち経営に係るもの
  - ③ 予算の作成および執行ならびに決算に関する事項
  - ④ 組織の設置又は廃止に関する事項
  - ⑤ 職員（教員を除く。）の人事および評価に関する事項
  - ⑥ 重要な規程の制定および改廃に関する事項のうち経営に係るもの
  - ⑦ 自己点検評価および外部評価事項のうち組織および運営の状況に係るもの
  - ⑧ その他法人の経営に関する重要事項

### 6 教育研究審議会（教育研究に関する重要事項を審議）

- (1) 構成 学長、学長が指名する副理事長又は理事、学部長、  
学長が指名する 5 人以内の教員

## (2) 審議事項 大学の教育研究に関する事項

- ① 中期目標への意見、中期計画および年度計画のうち教育研究に係るもの
- ② 地独法による市長の認可又は承認事項のうち教育研究に係るもの
- ③ 教員の人事および評価に関する事項
- ④ 重要な規程の制定および改廃に関する事項のうち教育研究に係るもの
- ⑤ 教育研究に係る基本的な方針に関する事項
- ⑥ 自己点検評価および外部評価に関する事項のうち教育研究の状況に係るもの
- ⑦ 教育課程の編成に関する事項
- ⑧ 学生の入学、卒業その他学生の在籍又は学位に関する方針に関する事項
- ⑨ 学生の円滑な修学、進路選択および心身の健康等に関する相談等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- ⑩ その他大学の教育研究に関する重要事項

**7 法人の業務**

- ① 大学を設置し、これを運営すること。
- ② 学生に対し、修学、進路選択および心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- ③ 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- ④ 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- ⑤ 大学における教育研究成果の普及および活用を通じ、地域社会に貢献すること。
- ⑥ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

**8 資本金**

秋田市が出資（現に秋田公立美術工芸短大学の用に供している土地・建物等を基本とする）。

**9 附則****(1) 法人による秋田公立美術工芸短期大学の設置**

- ・短期大学生が在学しなくなった日に廃止。
- ・法人の理事長は、短期大学の学長となる。
- ・短期大学の理事長選考会議（短期大学選考会議）を置く。
- ・短期大学に短期大学教育研究審議会を置く

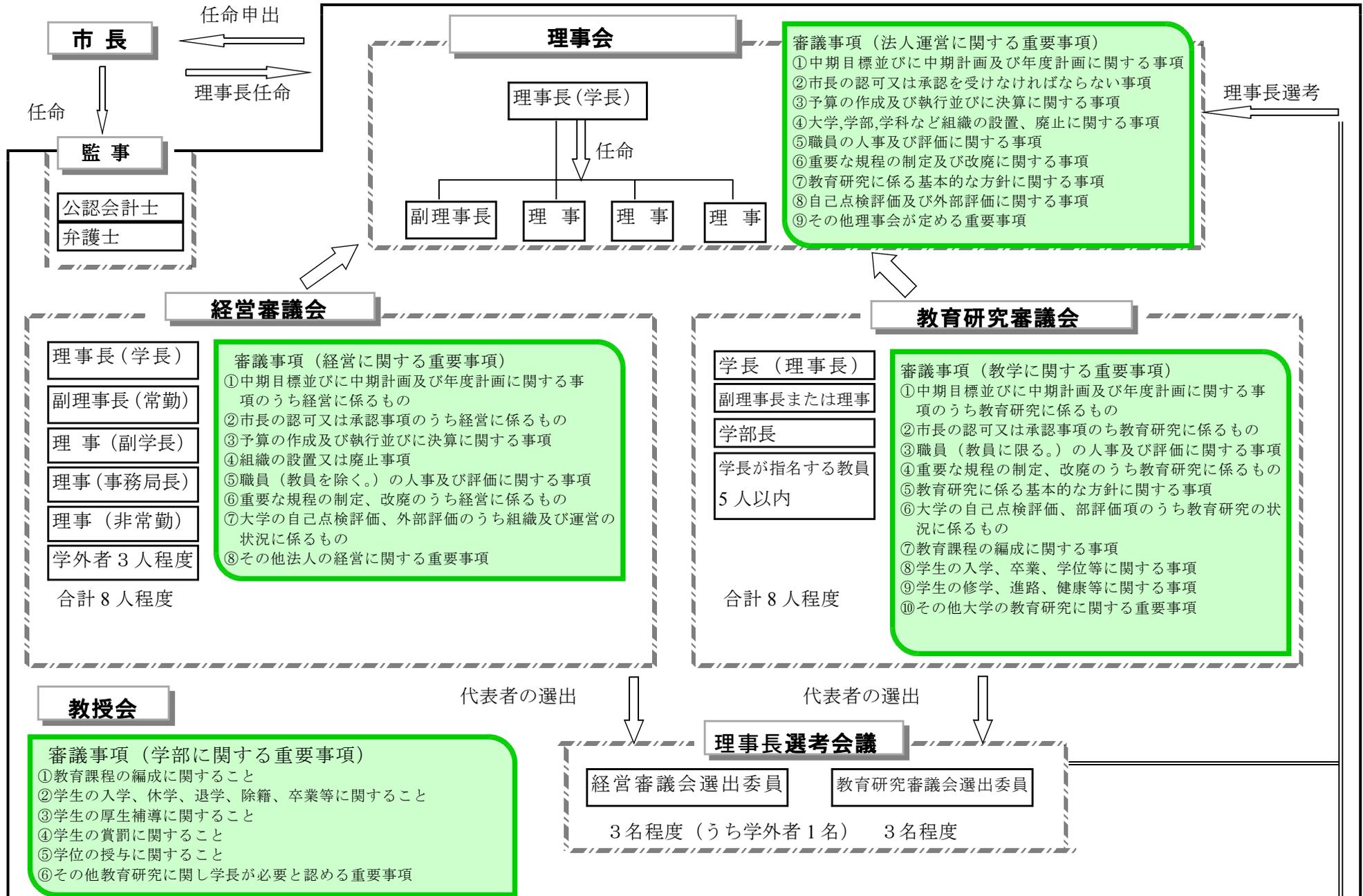
**(2) 短期大学存続期間中の理事長の任命に係る法人の申し出について**

- ・大学の理事長選考会議および短期大学選考会議の選考に基づき申し出を行う。
- ・両選考会議の結果が一致しない場合は各専攻会議の代表者で構成する「代表者会議」の選考に基づき申し出を行う。

**(3) 最初の学長の任命および任期について**

- ・他の規定にかかわらず、市長が任命し、その任期は〇〇年とする。

# 公立大学法人秋田公立美術大学組織図（案）



## 短期大学関係

### 経営審議会

理事長(学長)

副理事長(常勤)

理事(副学長)

理事(事務局長)

理事(非常勤)

学外者 3人程度

合計 8人程度

審議事項(経営に関する重要事項)

- ①中期目標並びに中期計画及び年度計画に関する事項のうち経営に係るもの
- ②市長の認可又は承認事項のうち経営に係るもの
- ③予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
- ④組織の設置又は廃止事項のうち経営に係るもの
- ⑤職員(教員を除く。)の人事及び評価に関する事項
- ⑥重要な規程の制定、改廃のうち経営に係るもの
- ⑦大学の自己点検評価、外部評価のうち組織及び運営の状況に係るもの
- ⑧その他法人の経営に関する重要事項

※前頁記載の経営審議会と同一の組織です。

### 短期大学教育研究審議会

学長(理事長)

副理事長または理事

学科長 2人

学長が指名する教員

5人以内

合計 9人程度

審議事項(教学に関する重要事項)

- ①中期目標並びに中期計画及び年度計画に関する事項のうち教育研究に係るもの
- ②市長の認可又は承認事項のうち教育研究に係るもの
- ③職員(教員に限る。)の人事及び評価に関する事項
- ④重要な規程の制定、改廃のうち教育研究に係るもの
- ⑤教育研究に係る基本的な方針に関する事項
- ⑥大学の自己点検評価、部評価のうち教育研究の状況に係るもの
- ⑦教育課程の編成に関する事項
- ⑧学生の入学、卒業、学位等に関する事項
- ⑨学生の修学、進路、健康等に関する事項
- ⑩その他大学の教育研究に関する重要事項

### 短期大学教授会

審議事項(学部に関する重要事項)

- ①教育課程の編成に関すること
- ②学生の入学、休学、退学、除籍、卒業等に関すること
- ③学生の厚生補導に関すること
- ④学生の賞罰に関すること
- ⑤学位の授与に関すること
- ⑥その他教育研究に関し学長が必要と認める重要事項

代表者の選出

### 短期大学理事長選考会議

経営審議会選出委員

2名程度  
(うち学外者1名)

短期大学教育研究審議会  
選出委員

2名程度

代表者の選出